

六ヶ所村生涯学習支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 村は、生涯学習を行う団体等を支援し、もって村における生涯学習の推進に寄与するため、生涯学習団体等に対し、毎年度予算の範囲内において、六ヶ所村生涯学習支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、六ヶ所村補助金等の交付に関する規則（昭和47年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「生涯学習団体」とは、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体であって、村民が自主的に組織し、活動している団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (1) 村内に拠点を置き活動するもの
- (2) 新たに団体等の設立をしようとするもの。ただし、一団体3名以上で構成された団体等に限る。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に要する別表に定める経費とする。

- (1) 生涯学習の推進に係る事業
- (2) 生涯学習による知識及び技術の地域還元が見込まれる事業
- (3) その他村長が必要と認めた事業

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10を乗じて得た額とし、一団体当たり10万円を限度とする。

2 補助金の補助対象期間は、この要綱の規定により補助金の交付を受けた年度から起算して5か年度間以内とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金の交付の申請は、六ヶ所村生涯学習支援補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算が分かる書類
- (2) その他村長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 村長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、六ヶ所村生涯学習支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条第1項の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業の変更、中止又は廃止する場合は、六ヶ所村生涯学習支援補助金変更等承認申請書（様式第3号）を提出し、あらかじめ村長の承認を受けること。ただし、前条の規定による補助金の交付決定した額の10パーセント以内の変更の場合を除く。
- (2) 補助事業が予定の期日に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を村長に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業の状況、補助対象経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付の翌年度から5年間保管しておくこと。

2 村長は、前項第1号の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その適否を六ヶ所村生涯学習支援補助金変更等承認決定（不決定）通知書（様式第4号）により通知するもの

とする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として村長の定める期日は、第7条の規定による補助金の交付の決定通知書を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して30日を経過した日又は4月10日のいずれか早い期日までに、六ヶ所村生涯学習支援補助金実績報告書(様式第5号)により行うものとする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業実績及び収支決算が分かる書類

(2) その他村長が必要と認める書類

(確定通知)

第11条 村長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは補助金の額を確定し、六ヶ所村生涯学習支援補助金確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(概算払)

第12条 村長は、補助事業の遂行上必要があると認めるときは、第7条の規定により交付決定された額の範囲内において補助金を概算払することができる。

2 概算払を受けようとする補助金の交付の決定を受けた生涯学習団体等は、前項の規定により六ヶ所村生涯学習支援補助金概算払請求書(様式第7号)を村長に提出して請求しなければならない。

3 概算払を受けた生涯学習団体等は、前条の規定により確定通知書を受けたときは、速やかに六ヶ所村生涯学習支援補助金概算払精算書(様式第8号)を村長に提出し、補助金を精算しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象経費	内容
報償費	会議、講演会等における講師への謝礼金
旅費	講師への費用弁償又は事業への参加のための旅費
需用費	事業の実施に必要な消耗品、食糧費及び印刷製本費
役務費	通信運搬費、手数料及び保険料
使用料及び賃借料	会場使用料、駐車場使用料及び自動車借上料
負担金	参加費等に係る費用
事務費	事業に係る事務費